

## ⇨ 消費税課税売上げの計算

**Q** : 私は、今年の夏頃に開業する予定です。2年間は、消費税が免税とのことですが、3年目は今年度の課税売上げが関係するとか。今年度の課税売上げはどのように計算するのですか？そのままの金額ですか、それとも12月換算するのですか？

**A** : 法人は年換算しますが、個人事業者の場合はそのままの金額となります。

### 【解説】

消費税がかかるかどうかは、基準期間（個人事業者はその年の前々年）の課税売上げが1,000万円以内かどうかで判定し、1,000万円以下であればかからないことになっています。

したがって、今年開業されるということであれば、今年と来年は免税事業者になりますが、再来年は、今年度の課税売上げがいくらかによって決まることになります。

ところで、開業年度の課税売上げの計算方法ですが、法人の場合は次のように年換算して計算しますが、個人事業者の場合は、年換算せず、開業年度の課税売上高そのままの金額が課税売上高となります。

なお、この場合の課税売上高は年税事業者ですので、消費税を含んだ税込み金額となります。

9 / 1 法人設立、3月決算法人で今年度の課税売上高が400万円の場合

$400 \text{万円} \div 4 \times 12 = 1,200 \text{万円}$ （月数は暦に従って計算し、1ヶ月未満の端数は1ヶ月として計算します）

∴ 課税事業者

